

「税務システム等標準化検討会軽自動車税ワーキングチーム（WT）」

第5回議事概要

日時：令和3年3月2日（火）9：00～10：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

横山 隆志	浜松市財務部 市民税課 副主幹
峯松 拓吾	神戸市行財政局 税務部 法人税務課 軽自動車税担当 係長
小林 珠子	三鷹市市民部 市民税課 税務管理係 主任
田平 江里	飯田市総務部 総務部 税務課 諸税係 主査
市川 和夫	富士市総務部 情報政策課 主幹
山本 修平	豊橋市財務部 資産税課 主事
溝渕 陽子	南国市税務課 係長
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
三上 貞昭	地方税共同機構システム部 運営管理グループ 課長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

欠席：大塚 樹里子 前橋市財務部 市民税課 主任
小林 佑輔 三条市総務部 税務課 係長

（総務省）

間宮 将大	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室 課長補佐
谷 剛史	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室 理事官
前川 雄一郎	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室 法制係 係長
宇良 颯	総務省自治税務局 都道府県税課 自動車税制企画室 法制係 事務官

【議事次第】

標準仕様書たたき台（機能）の検討（資料2）

【意見交換（概要）】

■3.2.2. 減免対象抽出について（新規）

→市と町村で運用が異なるかと思うので、各自治体は市内の生活保護事務システムと照会しているのか実情をご教示いただきたい

- 当市では、福祉部局が発行している受給者証に基づき、照合確認している。
- 当市の福祉部局に情報を確認しているが、定置場が当市であっても保護の実施団体が他自治体の場合はその自治体に照会する必要があると思われる。
- 番号法上は都道府県から取得する趣旨の規定がある。

→本項目において、「生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報の照会

ができること。」を機能要件の新規追加（オプション）として追記する。

■3.2.3. 減免対象抽出について（新規）

→上述した3.2.2の内容と同旨のため、「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報の照会ができること。」を機能要件の新規追加（オプション）として追記する。

■4.2.5. 課税物件異動通知発行

- 全ての自治体が旧標識を回収して廃車受付をし、課税物件異動通知を回送する運用であれば賛同。
→標準仕様書の中で業務フローを作成するが、他自治体ナンバーの廃車受付に際して旧標識の回収が必須であることと廃車受付をした際に旧自治体に対して課税物件異動通知を行う運用が前提となることを明確化する対応で考えている。
→検討内容を踏まえて、機能要件の旧標識回収区分は削除する方向で進める。

■4.4.2. 引き抜き対象者リスト作成

- 外国転出者がいる場合も各種通知書の送付先が国内に設定されていれば、外国に居住する納税義務者はリスト化する必要はないと考えている。
- 現況、課税対象者の住所地が海外の場合は、引き抜きをしてリスト作成している。例えば、家族が市内に居住するが、本人が海外転出している場合、市内の家族宛てに送付するため一件ずつリスト化して確認する必要がある。更に、市内に居住する家族が住所変更する場合もあるので、各年度においてリストを作成して確認している。

■6.1.1. 物件照会への回答（回答書作成）

→照会回答書の様式は、他機関（警察や税務署等）ごとに指定様式があるか。

- 公安委員会からの照会であれば照会回答書は様式が指定されており、現在は手書きで対応している。
一方、他自治体から当市に対する照会様式は定まっていない。
- 従前、公安委員会から指定された様式を写しで回答していた。直近では、原本に直接記載して回答してほしいとの要請を受けている。
- 照会件数自体が少ないがあまり様式が確定している印象はなく、市で様式を作成して対応しているのが現状である。
→公安委員会からの照会に対する回答様式作成は、標準機能ではなくオプションとする。

以上